様式２

不利益処分に係る処分基準

処分の名称		心身障害者福祉手当の全部若しくは一部を支給しないこと又は一時差し止め
根拠条例･規則等名		さいたま市心身障害者福祉手当支給条例
条　　項		第７条
所管部課		区役所　健康福祉部　支援課
処分基準	基　　準（未設定の場合はその理由）	さいたま市心身障害者福祉手当支給条例第７条 １　手当は、受給者の前年の所得(新たに受給者となった者であって、1月分から7月分までの手当のいずれかを受給することができるものについては、前々年の所得)に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税が課されたときは、当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の 8 月分から翌年 7 月分までは、支給しない。 ２　市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部若しくは一部を支給しないこと又は一時差し止めることができる。
	設定等年月日	平成１９年４月１日設定　　年 月 日最終改正
備　　考		